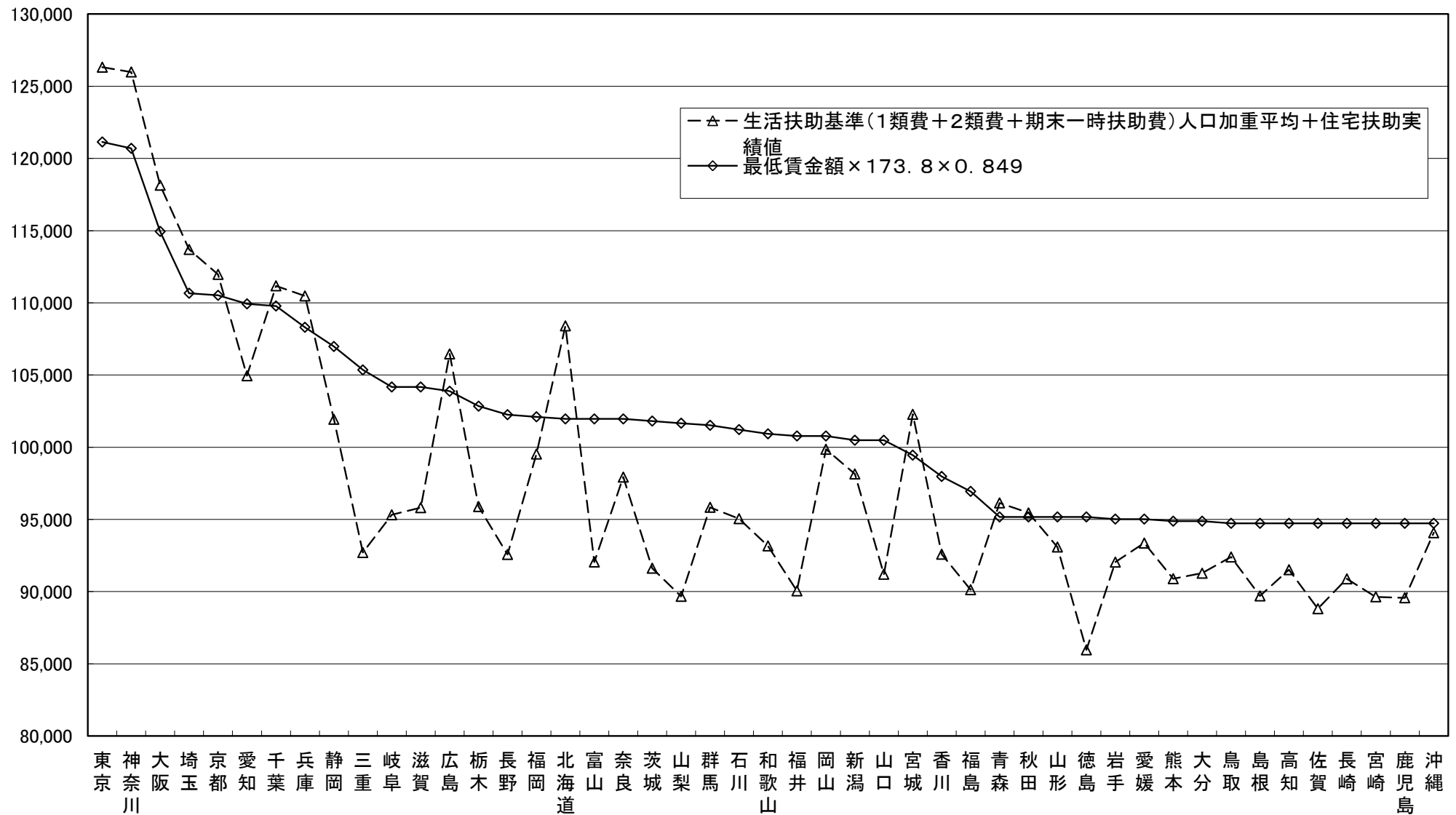


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成22年度のもの。

注4)0.849は時間額642円で月173.8時間働いた場合の平成22年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの生活保護水準との最新の乖離額（時間額）

都道府県	平成22年度データ に基づく乖離額 (A)	平成23年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (= A - B)	(参考) 平成23年度地域別最低賃金 引上げ後に残された乖離額 (注) (平成21年度データに基づく) (注) 網掛けは乖離解消を意味する
北海道	44	14	30	17
青森	7	2	5	△ 7
宮城	20	1	19	7
埼玉	21	9	12	0
千葉	10	4	6	△ 10
東京	36	16	20	0
神奈川	36	18	18	5
京都	10	2	8	△ 1
大阪	22	7	15	0
兵庫	15	5	10	△ 2
広島	18	6	12	0

※ 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

都道府県ごとの生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	最新の乖離額 (C) (=前頁A－B)	平成23年度地域別 最低賃金引上げ後に 残された乖離額※1 (D)	乖離の拡大額※2		
	(平成22年度データに基づく)	(平成21年度データに基づく)	(E) (=C－D) (平成21年度データに基 づく比較時からの拡大額)	住宅扶助実績値が増加 したことによる影響額 (e①)	可処分所得比率が低下 (0.857→0.849)した ことによる影響額 (e②)
北海道	30	17	13	5	7
青森	5	△ 7	12	6	6
宮城	19	7	12	5	7
埼玉	12	0	12	4	7
千葉	6	△ 10	16	8	7
東京	20	0	20	12	8
神奈川	18	5	13	5	8
京都	8	△ 1	9	2	7
大阪	15	0	15	7	7
兵庫	10	△ 2	12	4	7
広島	12	0	12	5	7

※1 網掛けは乖離解消を意味する。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数整理を行うため、 $E = e① + e②$ とならない。